

岩手県県土整備部発注工事における設計・施工技術検討会の試行要領

(目的)

第1 発注者は事前に施工条件を十分調査し、それに対応した設計図書を作成すると共に、施工上影響を与える条件について明示することとされている。

しかしながら発注者による事前調査には限界があり、設計書に示された施工条件が、実際と一致しなかったり、設計図書で想定していなかった条件が発生したりすることが起こり、場合によっては、工事の遅延など円滑な施工に影響が生じることもある。こうしたことをふまえ、発注者と工事受注者（以下「施工者」という。）、当該工事に係る詳細設計等を担当したコンサルタント等（以下「設計者」という。）の三者による技術検討会（以下「設計・施工技術検討会」という。）を開催し、設計図書と現場との整合性、設計意図の確認などを行い、必要な設計変更の対応について協議し、事業執行の円滑化を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2 当面、以下に該当する工事で発注者が必要と判断した工事を試行対象とする。

- (1) 重要構造物を含む工事（橋梁、トンネル、ダム、堰、樋門等）
- (2) 上記以外の工事で、発注者が必要と認める工事

(会議の構成員)

第3 設計・施工技術検討会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 発注者：監督職員（総括監督員、主任監督員、監督員）等
- (2) 施工者：現場代理人、主任技術者、監理技術者等
- (3) 設計者：当該工事に係る詳細設計等（調査解析を含む）を実施したコンサルタント等の管理技術者、担当技術者等、または設計・施工条件を説明できる者（2名を標準とする。）

(当該工事の特記仕様書への明示)

第4 発注者は、対象となった工事について、特記仕様書によって設計・施工技術検討会の開催を明示する。特記仕様書への記載は、別紙のとおりとする。

また、特記仕様書に記載がない場合においても、発注者、施工者のいずれかの申し出があれば開催可能なことから適宜実施することとする。

(設計者への設計・施工技術検討会の開催に係る工事情報の提供)

第5 発注者は、当該工事に関係する設計者に対し、設計・施工技術検討会の対象とすることと工事発注時期等の情報を提供するものとする。

(施工者の対応)

第6 施工者は、工事受注後、速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施して施工計画書（案）を作成するとともに、施工にあたっての疑問点、確認する事項等を整理して、会議の開催希望時期、照査結果及び疑問点等を監督員に報告するものとする。

(設計・施工技術検討会の開催時期)

第7 施工者が設計図書と現地との照査等の完了後、発注者が会議を招集する。

ただし、工事着手後の条件変更等によっては、必要に応じて2回目以降を開催できるものとする。

(設計・施工技術検討会の協議の対象とする事項)

第8 設計・施工技術検討会の協議の対象とする事項は、次のとおりとする。

- (1) 詳細設計の設計意図に関する事項
- (2) 建設工事請負契約書第18条（条件変更等）に関する事項
- (3) 土木工事共通仕様書1-1-1-3（設計図書の照査等）に関する事項
- (4) 土木工事共通仕様書3-1-1-5（数量の算出）に関する事項
- (5) 土木工事共通仕様書3-1-1-7（工事完成図書の納品）に関する事項
- (6) 設計業務等委託契約書第40条（契約不適合責任）に関する事項

（実施要領）

第9 設計・施工技術検討会の実施要領は、次によるものとする。

- (1) 施工者が行う設計図書の照査
施工者は、土木工事共通仕様書1-1-1-3（設計図書の照査等）により設計照査等を行い、監督員に確認できる資料及び質問書を書面により提出し、発注者に設計・施工技術検討会の開催を要請する。
- (2) 設計・施工技術検討会の開催
発注者は、施工者から提出された資料及び質問書により出席が必要な関係者及び開催時期を検討し、調整を行う。また、設計成果に関する内容等については事前に設計者に伝えるものとする。
- (3) 設計・施工技術検討会の運営
ア 発注者（総括監督員または主任監督員）は設計・施工技術検討会の進行を行うものとするが、会議の開催時に本会議の趣旨説明を行い、設計者に対する問題点の指摘等を目的としない旨の説明を行う。
イ 設計者は、当該工事に係る詳細設計報告書等により設計意図を説明し、施工者が作成、提出した質問書等には、発注者または設計者が回答する。
ウ 設計・施工技術検討会の各参加者は、契約図書である設計図等と現場の整合性、設計意図を確認したうえで、当該工事に必要な設計変更の内容を確定するとともに、その対応を協議する。
※会議を効率的に実施することから、事前調整（課題の事前伝達等）により回答時間の短縮、会議資料の適正化に努めることとする。
- (4) 確認書の作成
発注者は設計・施工技術検討会での協議確認事項をまとめ、関係者相互の確認を受けるものとする。

（設計変更の対応）

第10 設計・施工技術検討会に基づく設計変更の対応は、次によるものとする。

- (1) 確認書の作成
設計・施工技術検討会により整理された事項について必要な設計変更の内容を確定し、その実施者、負担者について明記した確認書を発注者、施工者及び設計者の三者で取り交わして責任範囲を明確にするものとする。
- (2) 設計者の実施、負担となる場合の対応
ア 設計図書の修正が軽微なもの
発注者が設計者に修正を要請する。（修正費用は無償とする。）
イ 設計図書の修正が軽微でないもの
設計業務等委託契約書第40条第1項に基づき修補の請求を行うものとする。

（設計者との契約等）

第11 1回目の設計・施工技術検討会については、発注者が設計者と委託契約（設計協議等の経費を計上して随意契約）を締結することとする。

なお、検討会に使用する資料等は設計者または施工者が用意するものとする。
ただし、発注者が複数回の開催が必要と判断した場合の費用負担については、開催目的等に応じて、三者の協議により決定することとする。

附 則

この試行要領は、平成 19 年 4 月 1 日以降に入札に付す工事から適用する。

附 則

この試行要領は、平成 27 年 12 月 1 日以降に委託契約に係る見積依頼通知を行うものから適用する。

附 則

この試行要領は、令和 7 年 1 月 1 日以降に入札に付す工事から適用する。

別紙

○特記仕様書の記載例

<p>11 受発注者間の情報共有（設計・施工技術検討会（三者協議））について</p> <ul style="list-style-type: none">▪ 本工事は、設計の意図及び目的の的確な伝達と反映、工事施工段階における必要な設計変更の内容を確定するとともに、その対応を協議する「設計・施工技術検討会」の設置対象工事である。▪ 受注者は、「共通仕様書第1編1-1-1-3（設計図書の照査等）」により設計照査等を実施し、監督職員に確認できる資料及び質問書を書面により提出する。▪ 開催回数は、原則1回とするが、発注者が必要と認めた場合は複数の開催ができるものとする。▪ 対象「無」の場合においても受注者から実施の申し出を行うことができる。	<p>対象の有無</p> <p>有</p>
--	------------------------------